

議題(2) あんジョイプラン9における地域密着型サービスの整備について

ア あんジョイプラン9の施設整備計画の基本方針について

1 施設整備の基本方針

あんジョイプラン9（第8次安城市高齢者福祉計画・第8期安城市介護保険事業計画）に基づき、地域密着型サービスを計画的に整備することとする。

2 対象施設

市における施設整備の必要性等を総合的に判断して、計画に位置付けてある次の施設を整備の対象とする。

- ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 1か所

3 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備

(1) 整備施設

認知症高齢者の増加に対応するため、東山中学校区、安祥中学校区、明祥中学校区のいずれかの日常生活圏域において整備することとする。

なお、居宅介護支援、訪問介護、通所介護などの居宅サービス等の併設は任意とする。

(2) 定員等

入居定員は2ユニット（18人）とする。

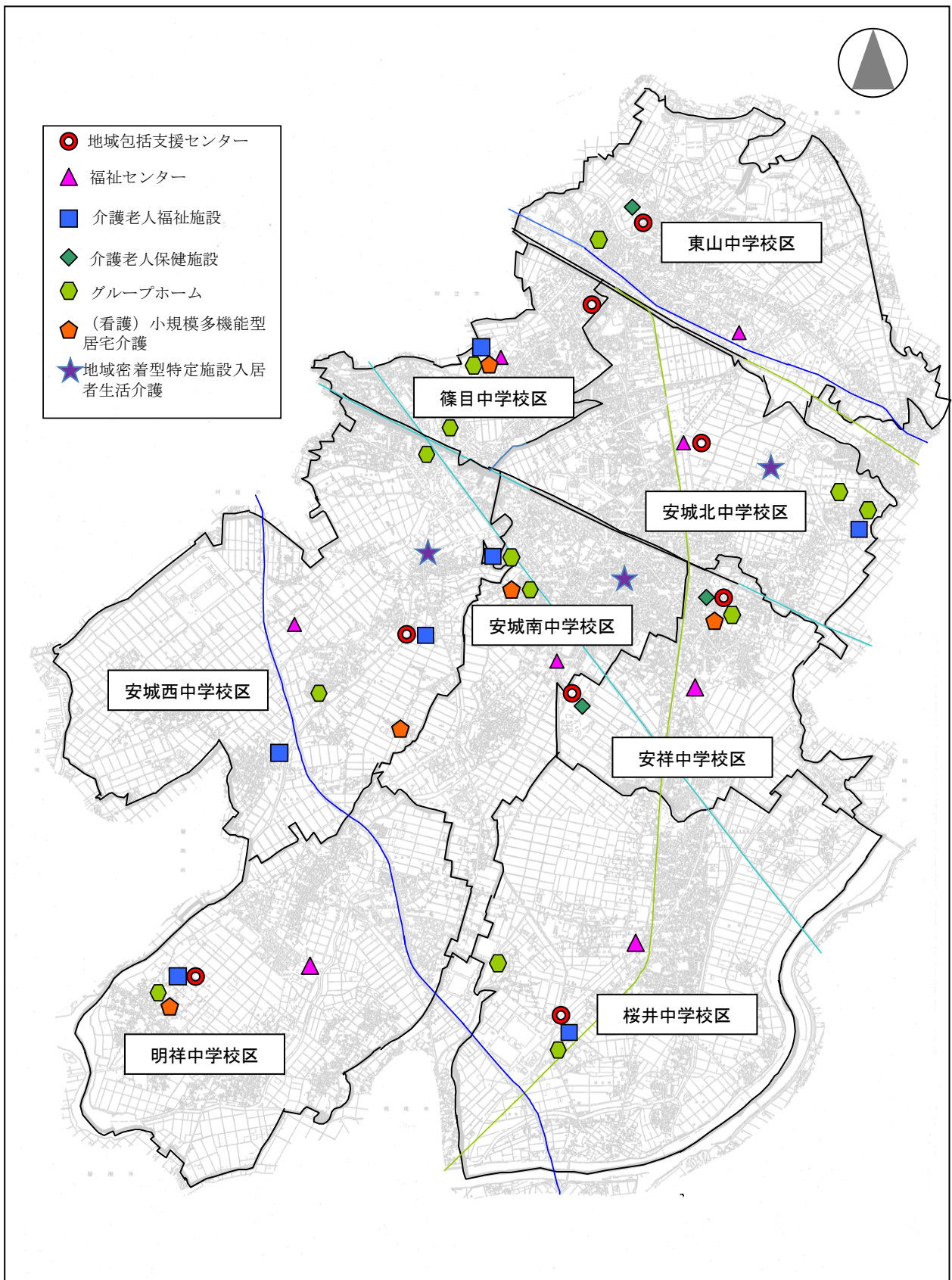
(3) 整備年度

令和3年度中に公募により事業者を選定し、令和5年度末には開設するものとする。

(4) その他

整備予定施設に、(看護)小規模多機能型居宅介護を併設する場合は、採点時に加点する。

日常生活圏域ごとの施設整備状況（令和3年5月1日現在）



備考：介護老人福祉施設は地域密着型介護老人福祉施設を含みます。